



株式会社 早稲田環境研究所

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-22-3 早稲田大学 19-3 号館
早稲田大学インキュベーションセンター11 室

TEL:03-5272-6326

FAX:03-6233-9205

報道関係者各位

2010年 06 月 15 日

改正省エネ法対応ソリューションのリリースについて

株式会社早稲田環境研究所(本社：東京都新宿区、代表取締役：小野田弘士、早稲田大学環境総合研究センター准教授)はこのたび、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、改正省エネ法という) 対応するソリューションをリリース致します。改正省エネ法対応に要する労力やシステム導入等のコスト削減や改正省エネ法対応のコンサルティングを展開しているご担当者様向けのソリューションとなっております。

1. 改正省エネ法対応ソフト「省エネ顧問*」

省エネ顧問



2010年4月に改正省エネ法が完全施行されました。この改正により新たに対象となる事業者数は約14,000社以上、事業所、営業所、店舗になるとその数は500,000ヶ所以上ともいわれています。

改正省エネ法が施行され、初めての提出書類「エネルギー使用状況届出書」の提出期限が7月末日に迫るなか、簡単、安価に改正省エネ法の必要書類を作成できるパッケージ型ソフト「省エネ顧問」の販売を開始いたします。これまで培ったデータベースにより、定期報告書に加え、管理標準、中長期計画書の自動作成も可能となっていることが特長です。また、法対応だけでなく、中長期的な省エネルギー対策の計画策定を支援する機能も充実しています。

2. 改正省エネ法実務担当者向けの人材育成支援「省エネ環境診断士」

各種セミナーを受講しても具体的な対応策がわからないというご担当者様には、以下の講座を推奨しています(株早稲田環境研究所 監修)。改正省エネ法の実務に加え、地球温暖化を巡る動向等をわかりやすく e-learnig で提供しています。

資格・講座名：『省エネ環境診断士』

提供：[一般社団法人省エネ環境推進機構](#)

3. 改正省エネ法等に対応したコンサルティング

改正省エネ法だけでなく、各自治体も省エネルギーへの取り組みやCO2削減対策を強化する条例の制定に向けた動きを見せ始めています。改正省エネ法対応の実務的なアドバイスを始め、各自治体の条例に関する最新動向に関する情報提供を行います(月額：50,000円～)。

*弊社の省エネルギー関連事業は [こちら](#) もご参照ください。

<補足>

*省エネ顧問は、株式会社早稲田環境研究所が受託した平成19～21年度国土交通省住宅・建築関連先端技術開発助成事業「中小規模の建築・住宅向けの効率的なエネルギー管理・省エネ支援システムに関する技術開発」の一環として、株式会社早稲田環境研究所の協力のもと株式会社E.I.エンジニアリングが開発したソフトです。

<会社概要>

- 人材育成型省エネルギーコンサルティング
- 各種省エネルギー支援システムの販売
- LCAを活用したコンサルティング・システム開発
- 廃棄物・リサイクルシステムに関するコンサルティング
- 機器販売(エコポイントシステム「e-Yonde」)
- CO2排出量報告WEBサイト「469maランド」の運営
- プロジェクト・コーディネーター(技術開発、実証・モデル事業)

<本件に関するお問い合わせ>

広報担当者：土岐・神田

TEL：03-5272-6326

FAX：03-6233-9205

E-mail：info@e-wei.co.jp